(xx)　固定式電気抵抗器及び電気抵抗器の部分品
(xxi)　印刷回路
(xxii)　電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器及びこれらの機器又は光ファイバー用若しくは光ファイバーケーブル用の接続子の部分品
(xxiii)　電気制御用又は配電用の盤、パネル、コンソール、机、キャビネットその他の物品及び数値制御用の機器並びにこれらの部分品
(xxiv)　フィラメント電球、放電管、アーク灯及び発光ダイオード光源
(xxv)　熱電子管、冷陰極管及び光電管並びにこれらの部分品
(xxvi)　半導体素子、光電性半導体素子、発光ダイオード及び圧電結晶素子並びにこれらの部分品
(xxvii)　集積回路及びその部分品
(xxviii)　粒子加速器、信号発生器及び電気メッキ用、電気分解用又は電気泳動用の機器
(xxix)　電気絶縁をした線、ケーブルその他の電気導体及び光ファイバーケーブル（個々に被覆したファイバーから成るものに限る。）
(xxx)　炭素ブラシ
(xxxi)　電気機器の電気絶縁用物品並びに電線用導管及びその継手
(xxxii)　機器の電気式部分品
(xxxiii)　電気電子機器のくず
(40)　鉄道用機関車及び鉄道用又は軌道用の車両のうち、次に掲げるもの
(i)　鉄道用機関車及び炭水車
(ii)　鉄道又は軌道の保守用又は作業用の車両
(iii)　鉄道用又は軌道用の貨車
(41)　鉄道用及び軌道用以外の車両並びにその部分品のうち、次に掲げるもの
(i)　セミトレーラー用の道路走行用トラクター及び無限軌道式トラクター
(ii)　乗用自動車その他の自動車
(iii)　貨物自動車
(iv)　特殊用途自動車
(v)　自走式作業トラック又は鉄道の駅のプラットホームにおいて使用する種類のトラクターの部分品
(vi)　トレーラー及びセミトレーラー並びにこれらの車両又はその他の車両の部分品
(42)　航空機及び宇宙飛行体並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(i)　気球及び飛行船並びにグライダー、ハンググライダーその他の原動機を有しない航空機並びにこれらの部分品
(ii)　ヘリコプター、飛行機その他の航空機、宇宙飛行体及び打上げ用ロケット並びにこれらの部分品
(iii)　落下傘及びロートシュート並びにこれらの部分品及び附属品
(iv)　航空機射出装置、着艦拘束制動装置その他これに類する装置及び航空用地上訓練装置並びにこれらの部分品
(v)　無人航空機及びその部分品
(43)　ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂（ろかい）船及びカヌー
(44)　光学機器、写真用機器、映画用機器、測定機器、検査機器、精密機器及び医療用機器並びにこれらの部分品及び附属品のうち、次に掲げるもの
(i)　光ファイバー及び光ファイバーケーブル
(ii)　対物レンズ
(iii)　双眼鏡、隻眼鏡その他の光学望遠鏡及び天体観測用機器並びにこれらの部分品及び附属品
(iv)　水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比較カメラ
(v)　映画用の撮影機及び映写機並びにこれらの部分品及び附属品
(vi)　写真用又は映画用の材料の現像、焼付けその他の処理に使用する機器、ネガトスコープ及び映写用又は投影用のスクリーン並びにこれらの部分品及び附属品
(vii)　武器用望遠照準器、潜望鏡及び望遠鏡その他の光学機器
(viii)　羅針盤その他の航行用機器並びにその部分品及び附属品
(ix)　土地測量用、水路測量用、海洋測量用、水理計測用、気象観測用又は地球物理学用の機器及び測距儀並びにこれらの部分品及び附属品
(x)　硬さ試験機、強度試験機、圧縮試験機、弾性試験機その他の材料試験機並びにその部分品及び附属品
(xi)　ハイドロメーターその他これに類する浮きばかり、温度計、パイロメーター、気圧計、湿度計及び乾湿球湿度計並びにこれらを組み合わせた物品並びにこれらの部分品及び附属品
(xii)　液体又は気体の流量、液位、圧力その他の変量の測定用又は検査用の機器並びにこれらの部分品及び附属品
(xiii)　物理分析用又は化学分析用の機器、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器及び熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器
(xiv)　積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品、速度計、回転速度計及びストロボスコープ並びにこれらの部分品及び附属品
(xv)　オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器
(xvi)　釣合試験機、テストベンチその他の測定用又は検査用の機器及び輪郭投影機並びにこれらの部分品及び附属品
(xvii)　液体式又は気体式の自動調整機器